

公益社団法人子どもの発達科学研究所における 競争的資金等の使用に関する行動規範

(令和4年9月29日策定)

公益社団法人子どもの発達科学研究所(以下、「研究所」という。)は、公的性格を有する学術研究の信頼性と公正性を担保するため、研究等を遂行する上での行動(態度)の基準を行動規範として次のとおり定める。

研究所の研究者及びその他競争的資金等の運営・管理に関わるすべての者(以下「研究者等」という。)は、これを誠実に実行しなければならない。

1. 研究者等は、競争的資金等が研究所の管理する公的な資金であることを認識し、公正かつ効率的に使用しなければならない。
2. 研究者等は、競争的資金等の使用に当たり、関係する法令・通知及び本学が定める規程等、並びに事務処理手続き及び使用ルールを遵守しなければならない。
3. 研究者等は、研究計画に基づき、競争的資金等の計画的かつ適正な使用に努めるとともに、研究活動の特性を理解し、効率的かつ適正な事務処理を行わなければならない。
4. 研究者等は、相互の理解と緊密な連携を図り、協力して競争的資金等の不正使用を未然に防止するよう努めなければならない。また、競争的資金等の使用について不正があると知ったときは、研究所の通報窓口に通報しなければならない。
5. 研究者等は、競争的資金等の使用に当たり取引業者との関係において疑惑や不信を招くことのないよう公正に行動しなければならない。
6. 研究者等は、競争的資金等の取扱いに関する研修等に積極的に参加し、関係法令等の知識習得、事務処理手続き及び使用ルールの理解に努めなければならない。